別表第五（第二百二十八条の十関係）

改正後	改正前
医薬品	医薬品
一～百四十八　（略）	一～百四十八　（略）
百四十九　ツカチニブ、その塩類及びそれらの製剤	（新設）
百五十～二百五十五　（略）	百四十九～二百五十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第三十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。
(1)～(42)　（略）	(1)～(42)　（略）
(43)　アトゲパント	(43)　（新設）
(44)～(631)　（略）	(632)～(821)　（略）
(632)　ツカチニブ	（新設）
(633)～(823)　（略）	(822)～(1267)　（略）
(824)　パロバロテン	九　（略）
(825)～(1270)　（略）	
九　（略）	

○厚生労働省告示第三十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年二月十九日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～百五十一　（略）	一～百五十一　（略）
百五十二　ツカチニブ及びその製剤	（新設）
百五十三～二百八十六　（略）	百五十二～二百八十五　（略）

その他告示

○外務省告示第六十五号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成され、平成二十四年三月三十日に作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書」（平成二十六年条約第四号）によって改正された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表1、付表2及び付表3に掲げる物品又はサービスの基準額に対応する邦貨換算額について、日本国政府から政府調達に関する委員会に対し、次の内容の通報を行った。これらの邦貨換算額は、令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和八年二月十九日

外務大臣　茂木　敏充

付表1　同協定に従って調達する中央政府の機関

基準額	邦貨換算額
十万特別引出権	二千万円
四十五万特別引出権	九千万円
四百五十万特別引出権	九億円

付表2　同協定に従って調達する地方政府の機関

基準額	邦貨換算額
二十万特別引出権	四千万円
百五十万特別引出権	三億円
千五百万特別引出権	三十億二千万円

付表3　同協定に従って調達するその他の全ての機関

基準額	邦貨換算額
十三万特別引出権	二千六百万円
四十五万特別引出権	九千万円
四百五十万特別引出権	九億円
千五百万特別引出権	三十億二千万円

○農林水産省告示第百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年二月十九日

農林水産大臣　鈴木　憲和